

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：刈谷市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	72.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.5%
全職員	58.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	93.6%
課長相当職	94.2%
課長補佐相当職	96.5%
係長相当職	94.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	77.9%
31～35年	85.4%
26～30年	86.4%
21～25年	82.0%
16～20年	75.7%
11～15年	78.6%
6～10年	84.5%
1～5年	87.7%

【説明欄】

- ・会計年度任用職員のうち、パートタイム会計年度任用職員については、職員数を勤務形態に応じて換算している。(例：勤務形態 週18時間00分→0.46人換算)
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、92.3%が女性職員であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は、90.5%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。